

## 東京二十三区清掃一部事務組合検査実施要綱

平成12年4月1日

副管理者決定

平成15年3月19日改正

副管理者決定

平成17年4月1日改正

副管理者決定

平成21年3月11日改正

副管理者決定

平成25年3月26日改正

副管理者決定

### 第1章 総則

#### (通則)

第1条 この要綱は、東京二十三区清掃一部事務組合契約事務規則（平成12年規則第51号。以下「規則」という。）第7章第2節等に基づき東京二十三区清掃一部事務組合が締結した工事若しくは製造その他の契約に係る検査の実施について必要な基本事項を定め、もって検査の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 規則第2条第2項に規定する職員
- (2) 検査員 規則第58条第1項及び第2項に規定する職員
- (3) 検査事務取扱者 規則第60条第1項及び第2項の規定により、当該請求課の課長が指名した職員

#### (検査の種類)

第3条 検査の種類は次のとおりとする。

- (1) 完了検査 工事又は製造の完成、物品の完納その他の給付の完了を確認するための検査
- (2) 既済部分の検査又は既納部分の検査 給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認をするための検査
- (3) 中間検査 工事又は製造の完成、物品の完納その他の給付の完了前において行う性能又は仮組立ての状態その他の確認をするための検査

(4) 清算検査 契約を解除しようとする場合において行う既済部分又は既納部分の確認をするための検査

(5) 材料検査 契約の相手方がその給付を行うために使用する材料を確認するための検査

(処理方針)

第4条 検査に関する事項は、検査員及び検査事務取扱者により処理させなければならない。

## 第2章 検査員

### 第1節 通則

(検査員の一般的服務)

第5条 検査員は、検査の実施にあたっては、この要綱に特別の定めがある場合を除き地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第2項及び規則その他の関係規定に基づき、厳正にその職務を行わなければならない。

2 検査員は、適正な検査を実施するため必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

3 検査員は、職務の執行にあたって知り得た契約の相手方の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査命令)

第6条 検査員は、規則第62条の規定に基づく検査を命ぜられた場合は遅滞なく、個別に実地に行うものとする。

### 第2節 検査の立会い

(契約の相手方に対する立会通知)

第7条 検査員は、第3条の検査を行う場合は、契約の相手方又はその代理人にあらかじめ検査の日時及び場所を通知して立会いをさせなければならない。

(関係職員に対する立会通知)

第8条 前条の検査を行う場合、検査員は、規則第74条の区分に従い、あらかじめ検査の日時及び場所を通知して立会いを求めなければならない。

(契約の相手方等が立会わない場合の検査の実施)

第9条 第7条の立会に契約の相手方又はその代理人が正当な理由がなく立会わないときは、欠席のまま検査を行い検査の結果につき異議の申出があっても採用しない。

### 第3節 工事又は製造の請負契約に係る検査の実施

(通則)

第10条 検査員は、工事又は製造の目的物について、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類により、これらに適合した施工がなされているかどうか

かを検査しなければならない。

(外部から明視できない部分の検査)

第11条 検査員は、工事又は製造の目的物について外部から明視できない部分があるときは、監督員の説明、写真その他の工事記録等により行うことができる。

(検査に必要な試験)

第12条 検査にあたり試験を必要とするときは、規則第64条及び第65条に規定するほか、契約担当者の承認を得て関係機関の試験を受けさせることができる。

(試験運転等を行う場合の合否の判定)

第13条 検査員は、理化学試験、据付け、試運転その他の処理をした場合は、その結果を待って合否の判定をしなければならない。

(破壊又は分解検査)

第14条 検査員は、検査に当って特に必要があると認めるときは、契約担当者の承認を得て目的物の破壊又は分解の方法により検査することができる。

(材料検査)

第15条 工事又は製造に使用する材料について、仕様書、設計書その他の関係書類により、これらに適合した材料であるかどうかの検査は、検査員が行う。

2 検査員は、前項の材料検査を、別に管理者が定める材料検査の実施基準に基づき、試験、確認その他の方法により行うものとする。

第4節 物品の買入れその他の契約に係る検査の実施

(通則)

第16条 検査員は、納入された物品について、契約書、仕様書、その他の関係書類により、これらに適合した物品が納入されているかどうかを検査しなければならない。

(抽出検査)

第17条 検査員は、納入物品が多量のため、その全部を検査することが困難な場合で、その種類及び規格が同一であるときは、納入物品の一部を抽出して検査することにより全部の物品の合否の判定をすることができる。

(店頭検査)

第18条 検査員は、納入場所が数箇所以上にわたり、又は遠隔地であるため、納入場所において検査を行うことが困難な場合、給付の完了前に契約の相手方の店舗、営業所その他これらに類する場所において、これを行うことができる。

(工事又は製造の請負契約に係る検査の規程の準用)

第19条 第13条及び第14条の規定は物品の買入れに係る検査について準用する。

#### 第5節 検査の完了及び処理

(検査合否の決定と検査調書の処理)

第20条 検査員は、第3条第1号、第2号及び第4号に規定する検査を実施したときは、検査調書を作成して直ちに契約担当者に復命しなければならない。

2 検査員は、検査不合格になったものについて規則第72条及び第7条により措置する。

3 検査員は、前項の措置をしたときは、検査調書に当初の検査月日を記載しなければならない。

4 規則第69条第2項の規定は、検査調書の作成そのものの省略を規定したもので、検査員の行う合否の判定をも省略したものではない。

(検査成績評定の実施)

第21条 検査員は、工事請負契約に係る検査（中間検査、清算検査を除く。）を完了したときは、副管理者が別に定めるところにより、速やかに検査成績の評定を行うものとする。

#### 第3章 補足

(検査事務取扱者の確認)

第22条 当該課長は、第2条第3号に定める職員を毎年4月1日現在において指名し、その名簿をその年の4月30日までに契約管財課長に報告するものとする。

(検査事務取扱者の一般的服務)

第23条 検査事務取扱者は、検査員に準じて検査を行うものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。